佐賀県告示第 42 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年2月26日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 廃止年月日 平成30年5月31日
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地名称 医療法人社団栄寿会所在地 杵島郡江北町大字上小田 280 番地 1
- 3 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 古賀小児科内科病院

所在地 杵島郡江北町大字上小田 280 番地 1

サービスの種類 短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防訪問看護及び介護療養型医療施設